

こんにちは

ハローワーク

6月号



築館公共職業安定所
栗原市築館薬師2丁目2-1

TEL 0228-22-2531
FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

- 新規高卒求人の受付が6月20日から始まります。
- 高卒内定率は99.4%に!
- 6月は外国人労働者問題啓発月間です。

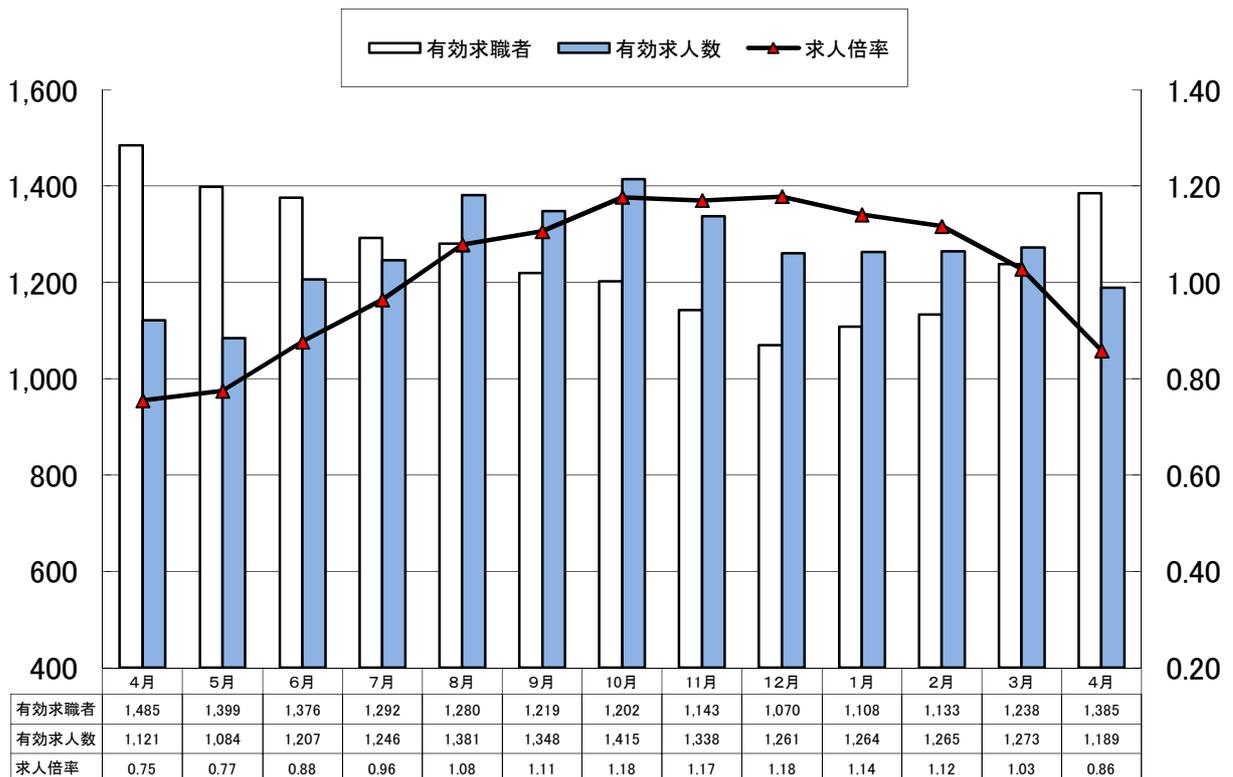
労働市場の動き(4月内容)

ハローワーク築館管内の求人・求職の動向

■4月の有効求人倍率は、0.86倍

有効求職者数は、1,385人、有効求人数は、1,189人

- ・新規求人数は、前月に比べ0.9%減少し、対前年同月比では16.5%増加しました。
- ・産業別では対前年同月比で、卸・小売業3.3%、医療・福祉4.4%減少し、他の産業は増加しました。
- ・新規求職者数は、前月に比べ31.9%増加し、対前年同月比では2.5%減少しました。
- ・有効求人倍率は、0.86倍で前月に比べ0.17ポイント減少し、対前年同月では0.11ポイント増加しました。





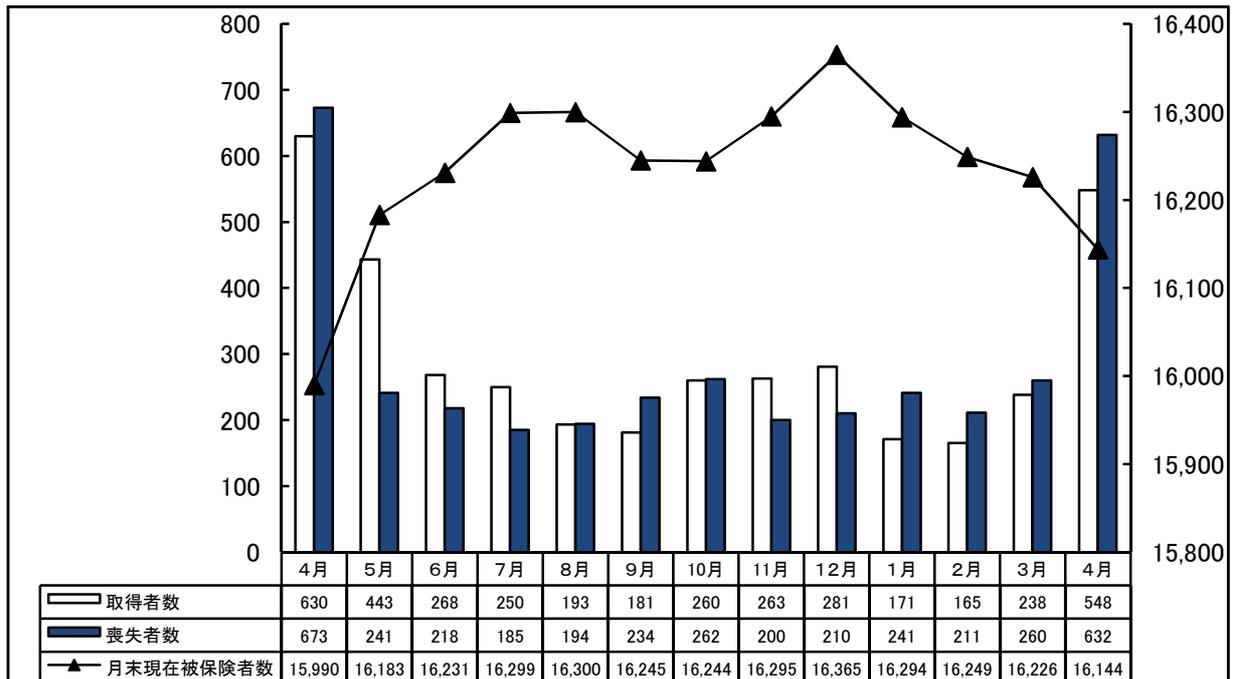
雇用の動き(4月内容)



一般職業紹介状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
				(パートタイムを含む)
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	476	31.9	▲ 2.5
	うち45歳以上	217	45.6	31.5
	有効求職者数	1,385	11.9	▲ 6.7
	うち45歳以上	680	10.7	16.2
求人関係	新規求人数	465	▲ 0.9	16.5
	うち常用	432	▲ 1.1	20.3
	有効求人数	1,189	▲ 6.6	6.1
	うち常用	1,111	▲ 6.6	7.9
紹介関係	紹介件数	565	7.8	3.5
	うち常用	519	8.8	5.3
就職関係	就職件数	254	78.9	▲ 7.6
	うち常用	214	58.5	▲ 12.3

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	548	130.3	▲ 13.0
	資格喪失者数	632	143.1	▲ 6.1
	月末現在被保険者数	16,144	▲ 0.5	1.0



平成27年3月新規学校卒業生向け 求人申し込みは6月20日から開始されます。

事業主の皆様におかれましては、すでに採用準備を進められていることと思いますが、採用にあたりましては応募者本人の適性や能力等を中心に選考されるようお願いいたします。



	中学校	高等学校
求人受付開始	6月20日	6月20日
推薦(応募)開始	12月1日	9月5日
選考(面接)開始	12月1日	9月16日



平成26年3月新規高等学校卒業生職業紹介状況
(4月末現在)

**内定率は99.4%、
管内希望者は98.6%**

■高卒求人受理状況

	専願求人数	併願可能 求人数	計	対前年同期
件数	29	97	126	108
求人数	43	221	264	247

■求職者の状況

	計	管内	県内他管内	県外
計	162	72	67	23
男	80	44	25	11
女	82	28	42	12

■就職決定(内定)者の状況

	計	管内	県内他管内	県外
計	161 (99.4%)	71 (98.6%)	67 (100.0%)	23 (100.0%)
男	79 (98.8%)	43 (97.7%)	25 (100.0%)	11 (100.0%)
女	82 (100.0%)	28 (100.0%)	42 (100.0%)	12 (100.0%)

()内は内定率

6月は外国人労働者問題啓発月間です

「外国人雇用はルールを守って適正に」

～雇入れ・離職時の届け出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です。

2. 外国人労働者の雇用管理の改善は事業主の努力義務です

◎募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。

日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

◎法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

◎「専門的・技術的分野」の労働者について

「専門的・技術的分野」の在留資格をもつ外国人労働者は、企業の人事管理などの改善を図ることで、その就業を促進し、企業の活性化・国際化を担う人材となることが期待されています。新規学卒者などを採用する際に、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的です。

◎解雇の予防および再就職援助について

事業規模の縮小などを行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職希望者に対して、その外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努めましょう。

※ 指針の全文は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策



詳しくは、ハローワーク 築館 専門援助部門

TEL 0228-22-2531 まで